

別紙

学長に求められる適正要件及び能力について

学長に求められる適正要件及び能力については、下記のものとなります。

1. 時下の状況に応じた要件

- (1) 今般問題を踏まえ、再発防止策を確実に履行できること
- (2) ダイバーシティの推進に積極的に取り組むこと

2. 選出規程内にある適正要件

(望ましい学長像)

第7条 学長となることができる者は、次に掲げる望ましい学長像を具現化できる、人格が高潔で、学識に優れ、かつ、大学運営に識見を有するものでなければならない。

- (1) 大学のガバナンス構築の重要性を理解し、優れたリーダーシップをとれること。
- (2) 学生、教職員等に対し、明確なビジョンと方策を示し、実行に向けて、高い意欲を持って取り組めること。
- (3) 国際的な感覚を有し、常に教育・研究の高度化を推進できること。
- (4) 大学の変革を恐れず、強い意志を持って発展や改革を実行できること。
- (5) 建学の精神である自主自学を矜持とする正義・友愛・奉仕の校是に基づいた医療人を育成することを果たすべき使命とし、これに努めること。

(学長候補者の資格)

第8条 学長となることができる者は、前条に定めるもののほか、次に掲げる資格をすべて満たすものとする。

- (1) 学校教育法第9条に定める欠格事由に該当しないこと。
- (2) 停職以上の懲戒を受けていないこと。
- (3) 入学者選抜の公正を害しうる行為を過去に行っていないこと。
- (4) 不当な物事に対して、毅然とした態度をとれること。
- (5) 私利私欲のため恣意的な行動を行なわないこと。
- (6) 学長就任時70歳以下であること。